平成２４年（フ）第１４１９号
京都市伏見区下鳥羽南三町88番地　フジハイツ201号室、前住所京都市伏見区深草大亀谷東古御香町91番地の３
債務者　藤本電気こと　藤本五十二
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２８号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島11棟204号、前住所京都府城陽市平川横道81番地の１　グローバル久津川204号
債務者　野里　貞之
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１４号
京都市左京区岩倉幡枝町661番地　ベルデュール岩倉101号
債務者　市川美也子（旧姓杉本）
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５９号
京都市伏見区聚楽町２丁目683番地20
債務者　小原　　綾
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７１号
京都市山科区西野左義長町14番地24
債務者　藤井明日香
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
広島県呉市音戸町有清１丁目25番43号
債務者　山本　保子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４６号
神戸市長田区六番町２丁目６番地の１、住民票上の住所神戸市長田区寺池町１丁目７番２号山下文化５号
債務者　川村　幹夫
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第４７号
高知県高岡郡佐川町東組1999番地３
債務者　川村　敦子
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２６号
沖縄県石垣市字新川418番地１
債務者　豊村　健豪
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１２２号
石川県加賀市山中温泉下谷町ニの340番地
債務者　須谷　正代
１　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３４４号
岩手県紫波郡紫波町中島字落合64番地９　田中館アパート１階
債務者　小笠原信子
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３４７号
岩手県久慈市大川目町第13地割106番地９　藤森アパート３号
債務者　八屋　　剛
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３６３号
岩手県気仙郡住田町上有住字二反田62番地
債務者　水野　利男
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５７号
兵庫県淡路市岩屋3000番地８　鵜崎団地１―154
債務者　前田　早紀
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４１０号
和歌山市園部1016番地の１　ハイツ花園101号
債務者　羽方建業こと　羽方　正和
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１５号
和歌山市西蔵前丁106番地
債務者　ラスメールチェーン市駅店こと　楠本和正
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係